

■在宅介護者への歯科口腔保健推進事業

要望額 4.6億円

【事業の目的】

- 高齢者や障害者の健康の保持・向上には、日常生活での歯科疾患の予防に向けた取組等による口腔の健康の保持(歯科口腔保健)が重要。特に在宅療養者の健康の保持・向上には、歯科口腔保健について、在宅療養者を介護する家族等(在宅介護者)の理解が必要である。
- 当事業では、平成23年8月10日に公布された「歯科口腔保健の推進に関する法律」を踏まえ、歯科口腔保健に関する知識等の普及に係る講習会等を口腔保健支援センターで実施し、歯科口腔保健について、在宅介護者の理解と意識の向上を図る。

【事業の内容】

- 在宅介護者に対する歯科口腔保健に関する知識等の普及に係る講習会等を実施するための基盤整備として、各都道府県に口腔保健支援センターを整備する。

口腔保健支援センター



- 既存建物の利用【改修整備】
地方公共団体、歯科関係団体所有建物
口腔保健センター(※)
主な業務: 休日・夜間歯科診療、
心身障害者歯科診療、臨床実習
施設数: 321箇所
(自治体140 歯科医師会151 その他30)

【在宅介護者向けの事業】

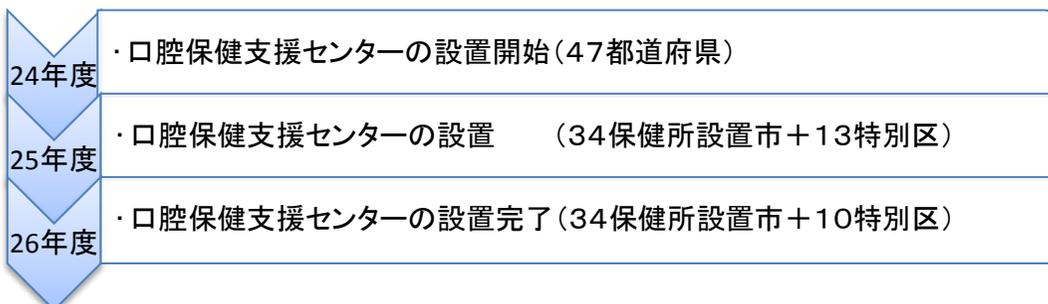
- ・歯科疾患の予防に関する講習会
- ・歯や口腔の健康保持に関する知識や情報等の普及に係る講習会 等

【効果】

- ・在宅介護者の歯や口腔の健康の保持に対する意識向上
- ・在宅患者の健康の維持・向上

【事業の実施計画】

(※ 口腔保健支援センター(50人規模の講習会スペース)の確保 138箇所)



歯科口腔保健の推進に関する法律(概要)

歯科口腔保健の推進に関する法律 (H23.8.10 公布)

- ・ 口腔の健康の保持が 国民が質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
- ・ 国民の日常生活での歯科疾患予防に向けた取組みが口腔の健康の保持に極めて有効
- ・  <口腔の健康の保持(歯科口腔保健)の総合的な推進のため>
- ・ 基本理念、責務(国、地方公共団体、国民)、施策を規定
- ・ 
- ・ 国民保健の向上に寄与
- ・ 【施策】 1 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等 (法律第7条)
- ・ 2 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等 (法律第8条)
- ・ 3 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等 (法律第9条)
- ・ 4 歯科疾患の予防のための措置等 (法律第10条)
- ・ 5 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等 (法律第11条)
- ・ 施策実施のため、基本的事項の策定等を行うとともに口腔保健支援センターの設置が可能 (法律第15条)

口腔保健支援センター(法律第15条)

- ・ 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は口腔保健支援センターを設けることができる。
- ・ 口腔保健支援センターは法律第7条から第11条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。